

# 第4章 災害復旧計画

## 第1節 施設の復旧対策

(総務課、保健福祉課、農林課、商工観光課、建設課、上下水道課、教育総務課、生涯学習課、こども課)

災害復旧対策の計画については、応急復旧の終了後、被害の程度を十分検討して作成するもので、今後、災害の実態の把握と併せて恒久的計画を立てるものとする。

### 第1 災害復旧計画の作成の基本方針

#### 1 災害の再発防止

災害発生後、被災した各施設の被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の発生防止に努めるよう、関係機関は十分な連絡調整を図り、計画を作成する。

#### 2 災害復旧事業時間の短縮

復旧事業計画の樹立に当たっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果の上がるよう、関係機関は十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

### 第2 災害復旧対策計画の事項別項目

#### 1 公共土木施設災害復旧事業計画

- (1) 河川公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 砂防設備事業復旧計画
- (3) 林地荒廃防止施設事業復旧計画
- (4) 道路公共土木施設事業復旧計画

#### 2 農林水産業施設事業復旧計画

#### 3 都市災害復旧計画

#### 4 上水道災害復旧事業計画

#### 5 下水道災害復旧事業計画

#### 6 住宅災害復旧事業計画

#### 7 社会福祉施設災害復旧事業計画

#### 8 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画

#### 9 社会教育施設災害復旧事業計画

#### 10 学校教育施設災害復旧事業計画

#### 11 災害復旧金融、資金計画

#### 12 その他の災害復旧事業計画

### 第3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

町は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、その費用の全部又は一部を、国又は県が負担又は補助するものについては、復旧事業費の決定を受けるため査定計画を作成し、国の災害査定実施が速やかに行えるよう努める。

このうち、特に公共土木施設の復旧については、被災施設の災害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講ずる。（災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針により明らかにされている。）

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担、又は補助して行う災害復旧事業及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下この節において「激甚法」という。）に基づき援助される事業は、以下のとおりである。

#### 1 法律に基づき一部負担又は補助するもの

- (1) 公共土木施設災害復旧事業国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 予防接種法
- (8) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
- (9) 農林水産施設災害復旧費国庫負担の暫定措置に関する法律
- (10) 県が管理している公立公園施設に関する災害復旧助成措置

#### 2 激甚災害に係る財政援助措置

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、町は災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。

なお、激甚災害に係る公共施設等の復旧に対する財政援助措置の対象は、以下のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- (2) 農林水産施設災害復旧事業等に関する特別の助成
- (3) 中小企業に関する特別の助成
- (4) その他の財政援助及び助成

#### 3 激甚災害の指定

町は、県が行う激甚災害及び極地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

#### **第4 農林漁業資金の確保**

被災した農林漁業者等の経営の維持等に必要な資金及び被災した施設の復旧に必要な資金の融通が円滑に行われ、農林漁業の再生産力を確保し経営の維持安定を図るため、あいつ農業協同組合及び関係機関の協力を得て次の措置を講ずるものとする。

- 1 国及び関係機関に対する天災融資法の発動要請並びに同法による天災資金（経営資金）の斡旋、活用並びに同資金に対する利子補給の実施
- 2 災害に対処するために設けられている日本政策金融公庫資金の斡旋、活用
- 3 天災資金等の農林漁業制度資金を借り入れるまでに必要なつなぎ資金の斡旋、活用
- 4 農協等融資機関に対する既往資金の返済条件等の緩和の要請

#### **第5 中小企業資金の確保**

被災した中小企業者の施設の復旧に要する資金並びに事業資金の融資が円滑に行われ、早期に経営の安定が得られるようにするため、商工会及び関係機関の協力を得て、次の措置を講ずるものとする。

- 1 日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫の政府系中小企業金融機関の「災害復旧貸付」の円滑な融資を関係金融機関に対し要請する。
- 2 銀行、信用金庫及び信用組合等の金融機関の中小企業向け融資の配慮、信用保証協会の保証枠の確保等の措置を当該金融機関等に対し要請するとともに、当該措置の実施の確保に努める。
- 3 中小企業者の負担を軽減し復旧を促進するため、激甚災害の指定を受けるために必要な措置を講ずる。

#### **第6 災害復旧事業の実施**

町は、復旧事業を早期に実施し、災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について、必要な措置を講ずるものとする。

## 第2節 被災地の生活安定

(税務課、町民生活課、保健福祉課、農林課、商工観光課、建設課)

大規模災害時には、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。そこで、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、防災関係機関と協力し、被災地の生活の安定のため緊急措置を講ずるものとする。

### 第1 義援金の配分

#### 1 義援金の受け入れ配分

町に委託された義援金は、義援金配分委員会を組織して、協議のうえ被災者へ配分する。

#### 2 配分計画

被災地区、被災人員数及び世帯数、被災状況等を勘案して、世帯及び人員を単位として計画し、対象は住宅被害（全壊、流失世帯又はこれに準ずるもの）、人的被害等とする。

### 第2 公営住宅の建設

災害により住居を滅失又は焼失した低額所得者の被災者に対する住宅対策として、既設公営住宅の一時使用及び必要に応じて公営住宅を建設し、住居の確保を図るものとする。

この場合において、滅失又は焼失した住宅が「公営住宅法」に定める基準に該当するときは、被災住宅の状況を速やかに調査して公営住宅建設計画を作成し、災害査定の早期実施が図られるよう努めるものとする。

### 第3 郵便関係の措置等

猪苗代町内の郵便局は、災害が発生した場合には、災害対策の効果的な推進に向けた協力に努めるものとする。

1 災害救助法適用時における郵便、為替貯金及び簡易保険の郵政事業に関わる災害特別事務取扱い及び援護対策を講ずる。

2 必要に応じ、避難所に臨時の郵便差出箱を設置する。

### 第4 生活支援

一定規模の自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立した生活を再建することが困難な者に対し、「被災者生活再建支援法」に基づき支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援するものとする。

## 第5 資金の融資等

被災者の生活確保の一環として、次の事業資金その他貸付金等の資金導入を指導するものとする。

### 1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援助資金の貸付

災害弔慰金の支給については、災害弔慰金の支給等に関する法律の第3条第1項に該当する場合に、町の条例に基づき死亡した住民の遺族に対して支給する。

### 2 生活福祉資金の災害援助資金

### 3 母子福祉資金

### 4 住宅金融公庫資金

## 第6 租税の徴収猶予及び減免等

被災者に対し、地方税法又は猪苗代町被災者に対する町民税及び国民健康保険税の減免に関する条例等の規定により、租税の徴収猶予及び減免等それぞれの事態に対応して適切な措置を講ずるものとする。

## 第7 職業の斡旋

被災者が災害のため、転職又は一時的に就職を希望している場合は、会津若松公共職業安定所と連絡協力して、職業の斡旋に努めるものとする。

## 第8 罹災証明書等の交付

町は、あらかじめ被害認定及び罹災証明交付の担当組織を明確にするとともに、迅速かつ適正に事務処理を行うことができるよう組織体制を確立する。この場合において、被災者の利便を図るため、窓口を設置するとともに、被災者への交付手続き等についての広報に努める。

その際、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査等、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について説明するものとする。

## 第9 被災者台帳の作成

町長は、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（被災者台帳）を作成するよう努めるものとする。